

自動記録機タウリス・システムを使用する際の諸規定

I. 連合会の責務

1. 連合会において自動記録機（タウリス・システム）を使用する場合、当該団体は以下の機器を常備しなくてはならない。また、各機器の点検は少なくとも5年に1回は実施し、不良機器に関しては完全に補修しなくてはならない。
 - (1) パーソナルコンピューター（以下P.C.と略）
 - (2) P.C.用プリンター
 - (3) P.C.アダプター
 - (4) 登録用アンテナ
 - (5) マスタークロック

なお、5については、規正時間をP.C.から取る場合、及びターミナルを使用して規正を行う場合、並びに4にマスタークロックが内蔵されている場合は必要としない。
2. 上記の機器は連合会の責任者複数の管理責任の下にある。その操作は予め定めた係員が行い、他に定める係員の立ち会いの下で行う。上記の係員以外の者が操作をすることができない。また、レース参加者が1メートル以上それに接近することを禁止する。
3. タウリス・クラブ・システムは以下の機器から成る。
 - (1) PCアダプター
 - (2) 登録用アンテナ
 - (3) キー電子リング
 - (4) パソコン用ソフト・ウェア
4. キー電子リングには各々シリアルナンバーがあるので、当該団体はそれを明記し、保管しておくと共に必ずレース実施上部団体（地区連盟など）に申告しておかなければならぬ。クラブ・システムを複数使用する場合も同様である。
5. 連合会責任者は、II 2により会員から届け出のあったロフトアンテナの確認作業を行う。会員から提出された写真を現場で照合し、設置位置が規定に合致していることを確認し、取り外しの出来ないように鳩舎の一部に固定封印すること。また、確認後は写真の裏に確認年月日・署名あるいは押印の上、保管すること。

II 会員の責務

1. 自動記録機（タウリス・システム）を連合会の会員が使用する場合、以下の機器を常備しなくてはならない。また、各機器は少なくとも5年に1回は連合会責任者の点検を受け不良機器は完全に補修しなくてはならない。
 - (1) ターミナル（マックスタイプ、コンパクトタイプ）
 - (2) センサーハブ
 - (3) ロフトアンテナ
 - (4) 電子リング

2. ターミナルにはシリアルナンバーがある。連合会会員は、使用前にその開始年月日、シリアルナンバーを所属連合会に申告しておかなくてはならない。ロフトアンテナを設置する場合、台数、設置場所、設置年月日を所属連合会に写真を添えて届け出しなくてはならない。尚、変更のある場合、その旨速やかに届出をし、再度責任者の承認を得ること。それに違反した場合は、自動記録機でのレース記録はすべて無効とする。

3. ロフトアンテナの設置場所は、通常、帰還鳩が外に出られない範囲で、また、帰還鳩の掌握可能な鳩舎内とし、帰還鳩が必ず通過するところとする。また、スピードトラップを使用している会員はその内側に設置することを義務づけられる。

4. 電子リングにはシリアルナンバーが内蔵されている。連合会会員は自己が購入したリングのシリアルナンバーを連合会に申告しなくてはならない。（これはIII 1のレース参加登録でなされる。）

III レース参加登録

1. レースシーズン前、自動記録機を使用する会員のいる連合会では、P.C.とクラブシステム、そしてターミナルを連結し、会員のレース参加予定鳩をP.C.に登録しなくてはならない。連合会は複数の責任者で参加予定鳩の電子リンクが装着されていることを確認の上、脚環番号と電子リングに内蔵されているシリアルナンバーを組み合わせる作業を行わなくてはならない。この作業には参加予定鳩の参加者は疎外して行うこと。
2. 連合会会員は、P.C.にレース参加資格登録した鳩のみを自動記録機を使ってレースに参加できる。もし、シーズン中に別の鳩を自動記録機を使ってレースに参加することを希望する場合、もしくは既に参加登録を済ませた鳩を電子リングに破損が生じたり不良品であることが判明した場合、連合会責任者に申し出て改めてレース参加資格登録することができる。
3. 登録終了後、連合会の責任者は会員のレース参加登録鳩のリストを2部印刷し、当該 責任者並びに会員が署名あるいは押印の上、1部は連合会が保管し、もう1部は当該会員に交付すること。
4. 電子リングの装着に際しては、装着前は取り外し可能な私製環を付け、装着後は電子リングの上に氏名、電話番号を記入したテープあるいはそれに相当するものを巻きつけること。

IV. 持ち寄り（閉函規正）

1. タウリス・クラブシステムを使用して規正を行う場合、マスタークロックを使用して時間をとる方法とP.C.内蔵時計を利用してその時間をとる方法及び個人用ターミナルの時間をレース参加者個々がゴム輪用記録機同様に規正時刻にあわせて手動で規正を行う方法があるので、いずれか1つの規正方法を連合会が取り決めること。
2. レース持ち寄りの際に、マスタークロック及びP.C.内蔵時計を規正する場合は、連合会の取り決めにより規正時刻の前に規正を行うことができる。
3. 各レースへの参加登録は、マスタークロック及びP.C.内蔵時計を使用する場合、その規正終了後タウリス・クラブシステムとレース参加者のターミナルを接続することによりなされる。これにより閉函規正されたことになる。また、個人用ターミナルの時間をレース参加者個々がゴム輪用記録機同様に規正時刻にあわせて手動で規正を行う場合は、事前にタウリス・クラブシステムとレース参加者のターミナルを接続し、P.C.操作により手動で規正するよう設定すること。
4. 鳩の登録は、キー電子リングを登録用アンテナに近づけることにより、初めて登録が開始できる。その後、係員が鳩番号を読み上げ、別の係員がその鳩を登録用アンテナに近づけることにより、ターミナルに表示される鳩番号・性別を確認し、一人のレース参加者の全ての鳩を登録した後、登録が完了する。その後、参加登録リストを2部印刷して、当該責任者と当該会員が署名あるいは押印の上、1部連合会で保管し、もう1部は当該会員に交付すること。
5. 参加登録に際しては、参加鳩舎はその作業から疎外されなくてはならない。参加登録後、連合会責任者は取り決めにより10羽あるいは15羽単位で籠詰めし厳重にしてコンテナまで運ぶこと。また、籠からコンテナに鳩を移すとき、連合会責任者は必ず籠の中の鳩をカウントし取り決め通りの羽数であることを確認すること。

V. レース結果審査（閉函規正）

1. マスタークロック及びP.C.内蔵時計の場合は1日24時間でプラス・マイナス30秒の誤差が生じるものと想定し、これも連合会の取り決めにより、ゴム輪記録機の開函規正時刻の1時、あるいは2時間前に時報あわせてクラブシステムの規正を行うことができる。また、個人用ターミナルの時間をレース参加者個々がゴム輪用記録機同様に規正時刻にあわせて手動で規正を行う場合は、1ヶ月にプラス・マイナス15秒の誤差が生じるものと想定し、事前にタウリス・クラブシステムとレース参加者のターミナルを接続し、P.C.操作により手動で規正するよう設定すること。

2. 審査はマスタークロック及びP.C.内蔵時計を規正した後、ゴム輪記録機の開函規正時刻より前から始めてよい。連合会責任者は各鳩舎単独の成績を2部印刷し、当該責任者並びに当該会員の署名あるいは押印の上、1部は連合会で保管し、1部は当該会員に交付すること。
3. 各会員が使用する自動記録機（ターミナル）と正時（クラブシステム）との誤差は各鳩舎の帰還記録時間が印刷されたとき明示されるので、連合会責任者はその誤差を修正の上、成績表を作成すること。
4. タウリス・システムによる記録時間は秒未満を繰り上げて読むこと。

VI. 特 例

タウリス・システムは1つのターミナルで最高同一鳩舎4人まで登録することができる。よって、合同鳩舎である場合においても帰還記録は各所有者の記録としてターミナルに記憶される。また、タウリス・システムは1度に98レースまで同時に登録及び記憶できる。したがって、従来のように同日レースに複数の記録時計を用意する義務から免れられる。